

地域産業としての農林水産業の活性化に関して一言

稲永 忍

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長

本年 2 月内閣府は、2005 年度において一人当たり県民所得が最も高かったのは東京都、反対に最も低かったのは沖縄県で、所得の地域間格差が 4 年連続して拡大したと発表した。全国的にみて、農家世帯割合の高い地域は一人当たり県民所得が低いようだ。筆者の住む鳥取県も農家世帯割合が 16%と高く（全国 5 位、2006 年度）、県民所得が全国順位 40 位と低い地域の一つである。県内をみても、農村地域は電気機械製造業集積地域に比べ、一人当たり市町村民所得（2005 年度）が約 100 万円低く、両地域の所得格差は 4 年連続で拡大している（本年 4 月、鳥取県発表）。農村地域の経済活動が低調もしくは衰退傾向である原因は、主に農業所得や農業就業人口の減少にある。国はこうした状況を改善すべく様々な施策を展開しているが、その実効は思うように上がっていないようだ。

ここで地域と産業との関係について試みる。まず「地域」であるが、あえて批判を恐れずにいうならば、風土や民俗の類似性、またはある一つの政治的権威や経済力の及ぶ程度などによって規定される、区切られた土地を指す言葉といえる。また「産業」であるが、広辞苑は、これを人間が生活していくための仕事、生業あるいは生産を営む仕事と解説している。さらに、自然物に人力を加えて、その使用価値を創造し、また、これを増大するため、その形態を変更し、もしくはこれを移転する経済的行為のことで、農業、林業、水産業、鉱業、工業、商業などがそれに当たると付け加えている。これらの産業のうち、農業や林業、水産業など（以下、農林水産業という。）は、生物を生産対象とした生業である。生物は、その生長や分布などが、地域固有の地形や土壌といった風土条件の影響を強く受ける。いっぽう鉱業や工業、商業などは、主に無機物など、生命活動を営んでいない物質を生産、加工、販売する生業であるため、風土条件の影響を受けることが少ない。したがって、地域産業としての特質をより備えているのは、農林水産業といえる。

農林水産業は風土の影響を強く受けるばかりでなく、反対に風土の側にも強い影響を与えている。それは、農林水産業がそれが営まれる場と一体となって、地域の自然や生態系

の保全、水源の涵養などといった多面的な機能を有するからである。こうした多面的機能の一翼を担う農林水産業は、自然と人間が共存する持続可能な社会、すなわち循環型社会を地域や地球的規模で構築するうえで、極めて重要といえる。言い換えれば、農林水産業は、循環型社会が必要とする、廃棄物の発生量最小化と再資源化、および再生資源化物質や再利用品を活用した生産を可能とする基本システムのサブシステムとして欠かせないということである。今日、こうした認識の下に、「都市と農村を融合させた循環型社会づくり」などといった提唱が盛んに行われている。以上の点に着目すると、農林水産業は単にその生産物の経済的価値のみならず、それが有する多面的機能の価値をも含めて評価されるべきであると考ええる。そのためにはまず、我が国もヨーロッパ各国と同様な、温室効果ガスの削減を目的とした環境税の速やかな導入を図るべきであろう。そしてさらに、都市のゴミや糞尿などに含まれる窒素やリン、エネルギーなどの循環的利用が図れる農林水産業に対して、その対価を支払うための税の創設についても検討すべきであろう。ただし、農林水産業の風土保全等に対する経済的価値は地域によって異なるため、生産物の価値とは切り離して検討することが望ましい。

冒頭で触れたように、最近、地方に位置する多くの地域では、首都圏などの大都市に比べて経済の衰退が著しい。そこで、昨年と今年、地方経済を活性化させるべく、中小企業者と農林漁業者等との連携に焦点を当てた二つの新法が成立した。すなわち、2007年6月施行の「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用法）」と、本年5月成立の農商工等連携関連2法、すなわち「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（企業立地促進法改正法）」のことである。前者は、各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業を支援し、地域経済の活性化を図るため、税制・金融面など総合的な支援措置を講ずるものである（経済産業省ホームページ）。また後者は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、地域を支える中小企業の経営の向上及び農林水産業経営の改善を図るため、税制・金融面をはじめとした総合的な支援を行うものである（農林水産省ホームページ）。こうした農林水産業の活性化を目指す、省庁連携による法律の成立は、画期的なことといえる。ただし両者ともに、新たな取組を計画し、実行する中核的人材を育成・確保する方途についての具体

策が乏しいように思われる。

ところで、これら二つの新法の成立をみるまでもなく、食料自給率が 39%であるという現実を直視するならば、もはや我が国の農林水産業は国内市場のみに目を奪われているときではない。すでに、「食料・農業・農村基本計画」(2005年3月)や「21世紀新農政」(2007年4月)などで謳われているように、我が国の農林水産業には、食品産業とともに、生産物の世界輸出の促進が強く求められているのである。そのためには、生産物に国際的に通用する高付加価値を付けることが不可欠である。しかしながら、生産物の高付加価値化については、中小企業庁が作成した中小企業地域資源活用法の例示などに見られるように、国内市場への参入を志向したアイデアがそのほとんどを占める。ここで大切なのは、トヨタ自動車や松下産業、キャノンなどの製造業のように、世界市場への参入を目指すことである。これに関連して、石倉洋子の指摘(「富の創造、企業の革新で」、日本経済新聞、本年4月18日号)が大変参考になる。すなわち、国の富を増し、社会生活の質をあげるには、企業による新製品や新サービスの開発、新市場の開拓による付加価値の創造が欠かせないという指摘だ。そして、この付加価値の創造には、1)世界を地域や国の別ではなく、横断的に見て、グローバルニッチの道を歩むこと、2)一般消費者の声を直接聞ける情報通信技術を活用し、それを製品開発や戦略立案に生かすこと、3)世界に誇る企業を支援するインフラストラクチャーを整備すること、たとえば高能率検索エンジン、複数の分野を超えて応用する力や俯瞰的視野をもった人材の育成プログラム、世界の誰とでもコミュニケーションできる技術などの早急な整備、が重要としている。今後、世界市場への参入を図ろうとする農林水産業においても、石倉が指摘するような考えを持った中核的人材の育成・確保が急務であることはいうまでもない。